様式第2号（第8条、第10条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市公文書開示決定等通知書

　　　　年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示につきましては、下記のとおり決定したので、丸亀市情報公開条例第11条第１項又は第２項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求のあった公文書 |  |
| ２　決定の内容 | □　全部開示　　　□　部分開示　　　□　非開示 |
| ３　非開示（部分開示）の理由 |  |
| ４　開示年月日 |  |
| ５　開示場所 |  |
| ６　特記事項 |  |
| ７　その他 | (１)　この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に開示希望日時、写しの交付の希望の有無などを　部　課（電話番号　　（　　）　　　）まで連絡してください。(２)　ご来庁の際には、この通知書を持参し窓口で提示してください。 |